

## 関東写真館協会 総会

(一社)日本写真文化協会 会長 田中秀幸  
(協)日本写真館協会 理事長 隈川英孝

監事(会計監査) 小林一友(元会長) 隈川英孝(前会長)

### ◎関東写真館協会 会長 亀井ユリ子 (第14代目)

副会長 (各都県会長・理事長…8月1日現在/左側より関東大会主幹順)  
○吉井信義(群) ○重良明(千) ○植村栄一(東) ○市川薰(茨) ○川戸新一郎(埼) ○小林伸司(栃) ○大井大(神)

◎総務局長  
藤井大輔

◎財政局長  
重 由美

◎広報部長  
矢内剛志

◎文化部長  
竹内達也

◎購買事業部長  
田代充

◎青年部長  
三次義友

副部長  
北嶋浩一  
各都県委員

副部長  
中野修平  
各都県委員

副部長  
内田勝人  
各都県委員

副部長  
池澤貴勇  
田中啓太  
各都県部長

特別顧問  
第12代会長 小林一友 日本写真文化協会連携 (副会長)  
第13代会長 隈川英孝 日本写真館協会連携 (理事長)

調査調整役  
伊東一平 学校事業推進 (文協・写館協の学校合同事業)  
田賀谷浩 官庁・一般団体協業推進  
吉浦弘哲 業界他団体協業推進

会長が必要応じ招集・意見聴取できることとする

関東写真館協会は、(一社)日本写真文化協会及び(協)日本写真館協会並びに関東一都六県協会と連携し、連絡調整・事業展開する

◎印は本部役員(理事)で本部役員会議及び理事会に出席する ○印は理事で理事会に出席する

◎印・○印の理事は、理事会において、発言権・議決権を有する (特別顧問・調査調整役は議決権を有しない・また発言は会長が必要と認める場合のみおこなえる)  
各部は部長の他副部長を1名ないし2名置く 各局は局長のみとし副局長を原則的に置かない

総務局と財政局は、円滑な運営を行えるよう連絡調整を行い理事会・本部役員会議において進行を行う

総務局と財政局は、会長直轄とし、理事会での意思決定を必要としない総務的財政的な事象に対し早急に対応できるようにする

広報・文化・購買事業・青年の各部は、各都県最低1名ずつ選出いただいた運営委員と連携し企画運営する また、運営委員を通して連絡調整する

関東大会実施時、会長・総務局長・財政局長・文化部長は前日設営に原則的に参加する (その他必要に応じ会長が招集できることとする)

理事会は会長の指定する開催方法(通常開催・ZOOM開催・SNS開催・電子書面開催)で行いこれら全ての開催方法において協議・審議案件を取り扱えることとする  
本会に、特別顧問・調査調整役を設け、会長が必要に応じ招集・意見聴取できることとする (理事会・総会においても会長が必要とするときに招集できることとする)